

北九州市

おくやみ 手続きガイド



ご遺族の方へ

大切な方のご不幸、心よりお悔やみ申し上げます。

北九州市では、亡くなられた方に関して行う手続きをまとめた「おくやみ手続きガイド」を作成しました。ご遺族等の不安や負担が少しでも軽減できれば幸いです。

また、手続きをサポートする「おくやみコーナー」を各区役所に設置していますので、是非ご利用ください。

亡くなった後のお手続きの流れ

期限	各種届出・相続等	備考
7日以内	●死亡届の提出	
	死亡届が受理されると、埋火葬許可証をお渡しします。 1週間程度経過すると、死亡の記載のある住民票が取得できるようになります。 ※戸籍の発行については、本籍地の市町村へご確認ください。	
14日以内	●世帯主変更の手続き P.9 ●国民健康保険等の手続き P.11	14日を目安に、なるべくすみやかに お手続きしてください。
3か月以内	●相続放棄・限定承認 P.22	
4か月以内	●(亡くなられた方の)所得税の 準確定申告	
10か月以内	●相続税の申告	
2年以内	●国民年金死亡一時金請求 P.10 ●葬祭費 P.11	
3年以内	●相続登記 P.23	
5年以内	●年金関係の手続き P.10	

目次

おくやみコーナーのご案内	P.3
来庁時の持ち物	P.4
お問い合わせ先一覧（区役所へのアクセス）	P.5
区役所での手続きチェックリスト	P.7
区役所での手続き	P.9
区役所以外での手続きチェックリスト	P.20
その他の主な手続き一覧	P.21
相続登記・自筆遺言書保管制度	P.23
法定相続情報証明制度	P.24
法律人権相談	P.25
国・県等による無料相談	P.26
委任状	P.27

MEMO

おくやみコーナーのご案内

ご遺族の不安や負担を少しでも軽減できるよう、各区役所の「おくやみコーナー」で、亡くなられた方に関する手続きをサポートいたします。

予約をせずにご利用いただくこともできますが、予約の方を優先してご案内いたします。

おくやみコーナーでできること

- 故人に沿った必要手続きの一覧を作成し、手続きに必要な書類の事前連絡、申請書の事前準備を行い、必要な窓口をご案内いたします。
- ※全ての手続きがおくやみコーナーで完了するものではありません。
手続きは各課の窓口となります。

対象となる方

- 北九州市内にお住まいがった方のご遺族
- ※手続きは、亡くなられた方の住民票のある区役所となります。
- ※おくやみコーナーのご利用は、住民票にご家族の亡くなられたことが記載されてからとなります。
死亡届提出後、1週間程度で住民票に記載されますので、その後、お越しください。

ご利用方法

- 事前予約をお願いします。(来庁希望日の2開庁日前の17時まで)

ご予約専用番号は次のとおりです。

門司区 ☎ 093-331-0566

八幡東区 ☎ 093-681-5843

小倉北区 ☎ 093-582-2058

八幡西区 ☎ 093-588-4224

小倉南区 ☎ 093-287-0883

戸畑区 ☎ 093-871-7827

若松区 ☎ 093-761-5329



事前予約がインターネットから行えます。

「北九州市 おくやみコーナー 予約」で検索

URL : <https://www.city.kitakyushu.lg.jp/shimin/14900263.html>

※予約しなかった場合、事前準備が整っていないため、ご予約の方よりお時間がかかります。
また、必要な書類が揃わず、再度の来庁をお願いする場合があります。

※死亡届を本籍地以外の役場に提出された場合、戸籍の記載に数週間要することがあります。
このため、当日に書類が揃わないことがありますのであらかじめご了承ください。

※ご予約の際、亡くなられた方と来庁されるご遺族の方の情報をお伺いいたします。

窓口開所時間

平日の9時～17時 最終受付時刻は15時です。

来庁時必ずお持ちいただくもの

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは代表的な持ちものですので、参考にしてください。

ご遺族の方の必要なもの

- ☐ **来庁される方の本人確認書類**（下記「本人確認書類について」参照）
- ☐ **認印**（※相続人代表及び喪主）
- ☐ **預貯金通帳**（※喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- ☐ **基礎年金番号が記載されているもの（年金証書、年金手帳等）**
- ☐ **国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証**

※令和6年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、資格確認書が交付されます。

※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証または資格確認書（交付されている場合）

※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等）

※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。

・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状等）

- ☐ **介護保険被保険者証**
- ☐ **福祉医療証（子ども・ひとり親家庭等・重度障害者）**
- ☐ **身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証**

来庁される方の本人確認書類について

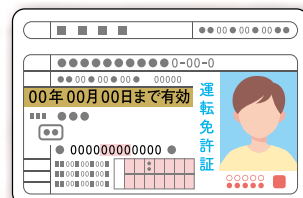
- ☐ **1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）**

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 等

- ☐ **2点で本人確認できる書類**

健康保険証・介護保険証・後期高齢者医療被保険者証、医療受給者証、年金手帳、学生証 等

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



区役所での手続きチェックリスト

□ 必要な手続きがあればチェックし、該当ページで手続き内容を確認しましょう。

区分	該当者	手続き	該当 チェック	担当課	該当 ページ
住民 登録	世帯主である	・世帯主の変更(変更届)	☐	市民課	P.9
	印鑑登録をしている	手続き及びカード返却の必要はありません。 ※印鑑登録証はハサミを入れて破棄してください。			
	マイナンバーカードまたは住民 基本台帳カードを所有している	・カードの返納	☐	市民課	P.9
年金	国民年金のみを受給していた、 加入していた（未受給）	国民年金のみの手続き ○受給していた ・年金の受給権者死亡届 ・未支給年金の請求 等 ○加入していた（未受給） ・死亡一時金の請求 ・遺族基礎年金の請求 ・寡婦年金の請求	☐	国保年金課	P.10
	その他の年金を受給していた、 加入していた（未受給） ※加入していた年金制度の窓口へ お問い合わせください。	厚生年金の手続き ・年金の受給権者死亡届 ・未支給年金の請求 ・遺族厚生年金の請求 等 全国の年金事務所 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165	☐	—	P.10
		共済年金：加入していた共済組合 恩給：総務省恩給相談窓口 ☎ 03-5273-1400 企業年金：企業年金コールセンター ☎ 0570-02-2666	☐	—	P.10
保険	国民健康保険に加入している	国民健康保険の手続き ・保険証または資格確認書、医療 証の返還 ・葬祭費の支給申請 ・世帯主変更	☐	国保年金課	P.11
	後期高齢者医療保険に加入して いる	後期高齢者医療保険の手続き ・保険証または資格確認書、医療 証の返還 ・葬祭費の支給申請	☐		P.11
		その他の健康保険に加入していた	加入していた健康保険組合にお問い合わせください。		
介護 保険	65 歳以上または介護認定を受け ている	介護保険の手続き ・介護保険の資格喪失 ・介護保険被保険者証等の返還	☐	保健福祉課	P.12

区分	該当者	手続き	該当 チェック	担当課	該当 ページ
税金	市税の納付・ご相談	・課税されている市税の納付・相談	☐	東部・西部市税事務所 納税課	P.13
	個人の市民税が課税されている	・相続人代表者指定届の提出	☐	東部・西部市税事務所 市民税課（税務課）	P.13
	軽自動車税（種別割）が課税されている	・廃車手続き ・名義変更 ・相続人代表者選任届出書の提出	☐		P.13
	北九州市内に土地・家屋を所有している	・納税義務者代表者の届出	☐	東部・西部市税事務所 固定資産税課	P.14
	北九州市内に未登記家屋を所有している	・未登記家屋の納税義務者変更	☐		P.14
障害	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所有している	・各種手帳の返還	☐	保健福祉課	P.15
	特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当のいずれかを受給している	・受給資格者の死亡届 ・未支給分請求	☐		P.15
	自立支援医療受給者証、重度障害者医療証、特定医療費（指定難病）受給者証のいずれかを所有している	・医療証等の返還	☐		P.15
	心身障害者扶養共済制度の加入者または年金受給権者、年金管理者である	・心身障害者扶養共済制度の弔慰金請求 ・心身障害者扶養共済制度の年金給付請求 ・心身障害者扶養共済制度年金受給権者の死亡届 ・心身障害者扶養共済制度年金管理者の死亡届	☐		P.16
	特別児童扶養手当を受給している	・受給者変更、資格喪失等	☐		P.16
子ども	配偶者の方が亡くなったことでひとり親家庭等になった	・ひとり親家庭等医療証の申請 ・児童扶養手当の受給申請	☐	保健福祉課	P.17
	児童手当、児童扶養手当等の支給対象児である	受給事由消滅（喪失）または額改定	☐		P.17
	児童手当、児童扶養手当等の受給者である	【児童手当を受給している方】 ・受給者変更 ・未払分請求 【児童扶養手当を受給している方】 ・受給者変更 ・資格喪失等	☐		P.18
	子ども医療証を所有している	・子ども医療証の返還	☐		P.18
	ひとり親家庭等医療証を所持している	・ひとり親家庭等医療証の返還	☐		P.18
	小児慢性特定疾病医療受給者証を所持している	・受給者証の返還	☐		P.19
市営住宅	市営住宅に入居している	・市営住宅明渡し手続き等	☐	市営住宅 相談コーナー	P.19
霊園	市立霊園の利用を考えている 亡くなられた方が市立霊園の利用者である	・墓所の使用や納骨	☐	まちづくり整備課	P.19

区役所での手続き

住民登録

世帯主である

亡くなった方が世帯主であった場合、同一世帯に亡くなった方の他に 15 歳以上の世帯員が 2 人以上いる場合は、世帯主変更の手続きが必要となります。
亡くなった方に配偶者がいれば配偶者に、いなければ世帯員のうち年長者を自動的に世帯主に設定します。変更の必要がない場合は手続きは不要です。

手続き・持物

- ・世帯主の変更(変更届)
- ☐ 本人確認書類

手続きの期日

亡くなった日から 14 日以内

受付窓口

市民課(市民係)

マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちの方

—

手続き・持物

- ・カードの返納
- ☐ マイナンバーカード
- ☐ 住民基本台帳カード
- ☐ 本人確認書類

手続きの期日

期限なし

※マイナンバーカードは相続手続き等に必要がある場合、手続き終了後に返納してください。

受付窓口

市民課(市民係)

MEMO

年金

国民年金のみを受給していた、加入していた（未受給）

年金受給者で過去に厚生年金・共済年金に加入したことがない方や、国民年金に加入していた方が亡くなった場合の手続きです。

手続き・持物	手続きの期日
国民年金のみの手続き ○受給していた ・年金の受給権者死亡届 ・未支給年金の請求 等 ○加入していた（未受給） ・死亡一時金の請求 ・遺族基礎年金の請求 ・寡婦年金の請求 ☐ 請求者の本人確認書類 ☐ 請求者の預貯金通帳 ☐ 亡くなられた方の年金証書または年金手帳 ☐ 戸籍謄本（亡くなられた方と請求者の間柄がわかるもの等） ※上記以外にも書類が必要な場合があります。	亡くなった日の翌日から 5 年以内 （死亡一時金は亡くなった日の翌日から 2 年以内）
	受付窓口
	国保年金課（年金係）

その他の年金を受給していた、加入していた（未受給）

年金受給者で過去に厚生年金・共済年金に加入したことがある方や、厚生年金・共済年金に加入していた方が亡くなった場合の手続きです。

手続き・持物	手続きの期日
厚生年金の手続き ・年金の受給権者死亡届 ・未支給年金の請求 ・遺族厚生年金の請求 等 ☐ 請求者の本人確認書類 ☐ 請求者の預貯金通帳 ☐ 亡くなられた方の年金証書または年金手帳 ☐ 戸籍謄本（亡くなられた方と請求者の間柄がわかるもの等） ※年金事務所での手続きは、予約制となっています。 上記以外にも書類が必要な場合があります。	亡くなった日の翌日から 5 年以内
	受付窓口
	厚生年金 全国の年金事務所 予約受付専用電話 ☎ 0570-05-4890
共済年金の手続き 各共済組合へ直接お問い合わせください。	共済年金 加入していた共済組合

保険

国民健康保険に加入している

—

手続き・持物

国民健康保険の手続き

・保険証または資格確認書、医療証の返還

☐ 保険証または資格確認書☐ 限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証☐ 特定疾病療養受療証

・葬祭費の支給申請

☐ 喪主の預金通帳☐ 葬儀を確認できるもの(会葬御礼、葬儀の領収書等)

・世帯主変更

☐ 世帯全員分の保険証または資格確認書☐ 本人確認書類☐ マイナンバーがわかるもの

手続きの期日

▷保険証または資格確認書、医療証の返還

速やかに

▷葬祭費の支給

葬儀を行ってから2年以内

▷世帯主変更

速やかに

受付窓口

国保年金課

(保険係または資格給付係)

後期高齢者医療保険に加入している

—

手続き・持物

後期高齢者医療保険の手続き

・保険証または資格確認書、医療証の返還

☐ 保険証または資格確認書☐ 限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証☐ 特定疾病療養受療証

・葬祭費の支給申請

☐ 喪主の預金通帳☐ 葬儀を確認できるもの(会葬御礼、葬儀の領収書等)

手続きの期日

▷保険証または資格確認書、医療証の返還

速やかに

▷葬祭費の支給申請

葬儀を行ってから2年以内

受付窓口

国保年金課

(後期高齢者医療係)

介護保険

65 歳以上または介護認定を受けている

—

手続き・持物

介護保険の手続き

- ・ 介護保険の資格喪失
- ・ 介護保険被保険者証等の返還

☐ 介護保険被保険者証☐ 介護保険負担割合証☐ 介護保険負担限度額認定証

手続きの期日

速やかに

受付窓口

保健福祉課(介護保険担当)

MEMO

税金

市税の納付・ご相談

—

手続き・持物

- ・課税されている市税の納付・相談
- ☐ 納税通知書、納付書等
- ☐ 本人確認書類

手続きの期日

随時

受付窓口

東部・西部市税事務所 納税課

個人の市民税が課税されている

○市県民税…毎年1月1日現在、市内に住所を有しており、前年中(1月～12月)に一定の所得がある方

手続き・持物

- ・相続人代表者指定届の提出
- ☐ 本人確認書類
- ☐ 納税義務者との関係を示す戸籍謄本等の書類
(同一世帯以外の相続人の方がお越しいただく場合)

手続きの期日

速やかに

受付窓口

東部・西部市税事務所
市民税課(税務課)

軽自動車税(種別割)が課税されている

○軽自動車税…毎年4月1日現在、市内に主たる定置場がある軽自動車等を所有している方

※軽自動車等とは、原付バイク(125cc以下)、バイク(125ccを超えるもの)、軽自動車、小型特殊自動車をいいます。

手続き・持物

- 原付バイク(125cc以下)・小型特殊自動車を所有している場合
- ・廃車手続き
 - ・名義変更
 - ☐ 届出者の本人確認書類
 - ☐ ナンバープレート
 - ☐ 車台番号がわかるもの(自賠責保険証等)

バイク(125ccを超えるもの)・軽自動車を所有している場合

- ・相続人代表者選任届出書の提出
- ☐ 本人確認書類
- ☐ 納税義務者との関係を示す戸籍謄本等の書類
(同一世帯以外の相続人の方がお越しいただく場合)

※バイク(125ccを超えるもの)・軽自動車については、上記手続きとは別に名義変更等のお手続きが必要となります。

手続きの期日

随時

受付窓口

東部・西部市税事務所
市民税課(税務課)

北九州市内に土地・家屋を所有している

○固定資産税…毎年1月1日現在、市内に固定資産を所有している方

手続き・持物	手続きの期日
・納税義務者代表者の届出 ☐ 本人確認書類 ☐ 所有者が亡くなった事実を証する書類(死亡届等) ☐ 所有者との関係を示す書類(戸籍謄本等) ☐ マイナンバー確認書類	相続人であることを知った日の翌日から3ヶ月を経過した日まで 受付窓口 東部・西部市税事務所 固定資産税課 (小倉北区役所、八幡西区役所庁舎内)

北九州市内に未登記家屋を所有している

—

手続き・持物	手続きの期日
・未登記家屋の納税義務者変更 ☐ 本人確認書類 ☐ 所有者が亡くなった事実を証する書類(死亡届等) ☐ 所有者との関係を示す書類(戸籍謄本等) ☐ 遺産分割協議等により相続したことが確認できる書類 ☐ 実印(印鑑登録証明書添付)	速やかに 受付窓口 東部・西部市税事務所 固定資産税課 (小倉北区役所、八幡西区役所庁舎内)

MEMO

障害

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所有している

—

手続き・持物

・各種手帳の返還

☐ 身体障害者手帳☐ 療育手帳☐ 精神障害者保健福祉手帳

手続きの期日

速やかに

受付窓口

保健福祉課
(高齢者・障害者相談係)

特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当のいずれかを受給している

—

手続き・持物

・受給資格者の死亡届

☐ 受給者が亡くなった事実がわかる書類(死亡診断書等)

・未支給分請求

☐ 本人確認書類☐ 住民票(続柄等及びマイナンバーの記載があるもの)☐ 請求者の預金通帳

手続きの期日

亡くなった日から14日以内

受付窓口

保健福祉課
(高齢者・障害者相談係)

自立支援医療受給者証、重度障害者医療証、特定医療費(指定難病)受給者証のいずれかを所有している

—

手続き・持物

・医療証等の返還

☐ 重度障害者医療証☐ 自立支援医療受給者証☐ 特定医療費(指定難病)受給者証

手続きの期日

速やかに

受付窓口

保健福祉課
(高齢者・障害者相談係)

心身障害者扶養共済制度の加入者または年金受給権者、年金管理者である

—

手続き・持物

- ・心身障害者扶養共済制度の弔慰金請求
 - ☐ 加入者の住民票(保護者のもの)
 - ☐ 障害のある方の住民票の除票(亡くなられた方のもの)
 - ☐ 加入者名義の預金通帳
- ・心身障害者扶養共済制度の年金給付請求
 - ☐ 加入者の死亡診断書(保護者のもの)
 - ☐ 加入者の住民票の除票
 - ☐ 障害のある方の住民票
 - ☐ 年金管理者の住民票(指定しない場合は不要)
 - ☐ 障害のある方または年金管理者名義の預金通帳
- ・心身障害者扶養共済制度年金受給権者の死亡届
 - ☐ 心身障害者扶養共済制度年金証書
 - ☐ 年金受給権者の住民票の除票(市内在住であった場合は不要)
- ・心身障害者扶養共済制度年金管理者の死亡届
 - ☐ 変更後の年金管理者の住民票
 - ☐ 預金通帳(年金受給権者または変更後の年金管理者名義)

手続きの期日

随時

受付窓口

 保健福祉課
 (高齢者・障害者相談係)

特別児童扶養手当を受給している

—

手続き・持物

- ・受給者変更、資格喪失等
 - ☐ 本人確認書類
 - ☐ 受給者の亡くなった事実が確認できる書類(死亡診断書等)
 - ☐ 新たに対象児童を監護または養育する請求者・対象者児童の戸籍謄(抄)本及び住民票
 - ☐ マイナンバー確認書類(扶養義務者、配偶者、請求者、対象児童のマイナンバーがわかるもの)(新たに対象児童を監護または養育する場合)
 - ☐ 対象児童の預金通帳(未払手当がある場合)
 - ☐ 請求者の預金通帳
(新たに対象児童を監護または養育する場合)

手続きの期日

亡くなった日から14日以内

受付窓口

 保健福祉課
 (高齢者・障害者相談係)

子ども

配偶者の方が亡くなったことでひとり親家庭等になった

—

手続き・持物

- ・ひとり親家庭等医療証の申請
- ☐ 本人確認書類(マイナンバーカードなど)
- ☐ 健康保険証情報が確認できるもの(ご家族全員分)
[マイナンバーを利用した情報連携による確認の場合、情報を即日確認できない可能性があります。]
- ☐ 戸籍の全部事項証明(戸籍謄本)
- ☐ 対象者及びその扶養義務者のマイナンバー確認書類
または所得額証明書(市外から転入した場合)
- ※「健康保険証情報」以外でもマイナンバーを利用した情報連携により一部提出を省略できる書類があります。
- ※上記以外にも書類が必要となる場合もあります。
事前にご相談ください。
- ・児童扶養手当の受給申請
- ☐ 戸籍謄本(親と子どものもの)
- ☐ 申請者の預金通帳
- ☐ マイナンバー確認書類(申請者、児童、扶養義務者分)
- ※マイナンバーを利用した情報連携により一部提出を省略できる書類があります。
- ※上記以外にも書類が必要となる場合があります。
事前にご相談ください。

手続きの期日

速やかに

受付窓口

保健福祉課
(子ども・家庭相談係)

児童手当、児童扶養手当等の支給対象児である

—

手続き・持物

- ・受給事由消滅(喪失)または額改定
- ※ご家庭の事情により必要書類が異なります。
事前にご相談ください。

手続きの期日

速やかに

受付窓口

保健福祉課
(子ども・家庭相談係)

児童手当、児童扶養手当等の受給者である

—

手続き・持物

手続きの期日

【児童手当を受給している方】

・受給者変更、未払分請求

☐ 本人確認書類☐ マイナンバー確認書類☐ 新たに受給者になる方の預金通帳

※未払分の手当がある場合は、対象児童のうち最初の子どもの預金通帳

【児童扶養手当を受給している方】

・受給者変更、資格喪失等

☐ 亡くなったことが確認できる書類(戸籍謄本または死亡診断書等)☐ 児童扶養手当証書☐ 対象児童のうち最初の子どもの預金通帳

※マイナンバーを利用した情報連携により一部提出を省略できる書類があります。

亡くなった日から 14 日以内

受付窓口

保健福祉課
(子ども・家庭相談係)

子ども医療証を所有している

—

手続き・持物

手続きの期日

・子ども医療証の返還

☐ 対象者の子ども医療証

速やかに

受付窓口

保健福祉課
(子ども・家庭相談係)

ひとり親家庭等医療証を所持している

—

手続き・持物

手続きの期日

・ひとり親家庭等医療証の返還

☐ 対象者のひとり親家庭等医療証

速やかに

受付窓口

保健福祉課
(子ども・家庭相談係)

子ども

小児慢性特定疾病医療受給者証を所持している

—

手続き・持物

- ・受給者証の返還
- ☐ 対象者の小児慢性特定疾病医療受給者証

手続きの期日

速やかに

受付窓口

保健福祉課
(子ども・家庭相談係)

市営住宅

市営住宅に入居している

—

手続き・持物

- ・市営住宅明渡し手続き等
- ※ご家庭の状況により必要手続きが異なります。
ご相談ください。

手続きの期日

速やかに

受付窓口

市営住宅相談コーナー

霊園

市立霊園の利用を考えている
亡くなられた方が市立霊園の利用者である

—

手続き・持物

- ・墓所の使用や納骨
- ※ご家庭の状況により必要書類が異なります。
事前にご相談ください。

手続きの期日

随時

受付窓口

霊園所在区のまちづくり整備課

区役所以外での手続きチェックリスト

□ 必要な手続きがあればチェックし、該当ページで手続き内容を確認しましょう。

区分	該当者	手続き	該当 チェック	担当課
上下 水道	水道使用者である (井戸水の使用を含む)	・名義変更 ・料金支払方法変更 ・使用中止 ・世帯人数変更	□	上下水道 お客さまセンター ☎ 093-582-3031
	下水道事業受益者負担金の 徴収猶予の手続きをしている	・名義変更 ・徴収猶予辞退	□	上下水道局営業課 ☎ 093-582-3623
犬	新しい飼い主の住所が北九州 市内である ※新しい飼い主の住所が市外の 場合は、住所地の市区町村役場	・所有者の変更	□	北九州市 動物愛護センター ☎ 093-581-1800
森林	北九州市内の森林を相続した	・森林の土地の所有者届出 (土地の所有者となった日から90日 以内)	□	産業経済局農林課 ☎ 093-582-2078 市役所本庁舎 7 階
農地	農地を相続した (農地の所在地が門司区、小倉 北区、小倉南区)	・農地法第 3 条の 3 の規定による 届出	□	農業委員会 (東部地区) ☎ 093-951-1021 小倉南区役所 4 階
	農地を相続した (農地の所在地が若松区、八幡 東区、八幡西区、戸畑区)		□	農業委員会 (西部地区) ☎ 093-693-9971 八幡西区役所 折尾出張所庁舎内
ごみ	ごみの処理（持込）が必要で ある（一般ごみ、可燃粗大ごみ）	・市内の焼却工場へ持ち込み（「廃棄 物搬入申込書」を入手し、事前 記入の上持参） ※持込時には運転免許証等の提示 が必要。 ※ごみの種類によっては持ち込み ができないものがあります。必ず 持ち込み先へ事前にお問い合わせせ ください。	□	新門司工場 ☎ 093-481-4727 日明工場 (一般ごみのみ) ☎ 093-581-7976 皇后崎工場 ☎ 093-642-6731
	ごみの処理（持込）が必要で ある（不燃粗大ごみ）		□	日明工場 不燃粗大仮置場 ☎ 093-581-7976

その他の主な手続き一覧

□ 必要な手続きがあればチェックし、該当ページで手続き内容を確認しましょう。

区分	手続きの種類	主な手続き	該当 チェック	問い合わせ先等
外国人	在留カード等	在留カード・特別永住者証の返還	☐	福岡出入国在留管理局 北九州出張所 ☎ 093-582-6915
生命保険等	生命保険	死亡保険金の請求・入院給付金の請求等	☐	加入している 生命保険会社
	簡易保険	死亡保険金の請求・入院給付金の請求等	☐	郵便局
預貯金・株等	預金口座	口座凍結解除手続き	☐	各金融機関等
	株式等	名義変更	☐	各証券会社等
	国債	記名変更・償還金受領	☐	償還金支払場所または 証券保険証書に記載の 郵便局
軽自動車・バイク	軽自動車	北九州ナンバーの名義変更等に関する事	☐	軽自動車検査協会 福岡主管事務所 北九州支所 ☎ 050-3816-1751 (コールセンター)
	軽二輪車 (125cc を超え、250cc 以下のバイク)	北九州ナンバーの名義変更等に関する事	☐	九州運輸局 福岡運輸支局 北九州自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2079 (コールセンター)
	普通自動車・大型バイク (250cc を超えるもの)	北九州ナンバーの名義変更等に関する事	☐	
国税・不動産	国税関係	相続税・所得税・消費税申告	☐	福岡国税局 門司税務署 ☎ 093-321-5831 (管轄：門司区) 小倉税務署 ☎ 093-583-1331 (管轄：小倉北区、小倉南区) 若松税務署 ☎ 093-761-2536 (管轄：若松区) 八幡税務署 ☎ 093-671-6531 (管轄：八幡東区、八幡西区、戸畑区)
		土地・家屋等相続登記	☐	福岡法務局 北九州支局 ☎ 093-561-3988 八幡出張所 ☎ 093-641-7307

区分	手続きの種類	主な手続き	該当 チェック	問い合わせ先等
遺言等	遺言書	検認・開封	☐	福岡地方・家庭裁判所 小倉支部 ☎ 093-561-3431
	相続放棄	相続放棄 ※相続放棄は、相続を知った日から3ヶ月以内に、被相続人の住所地の家庭裁判所へ申し立てる必要があります。	☐	
電話	固定電話 (NTT 西日本)	名義変更 (電話加入権の承継届)・解約	☐	局番なし ☎ 116 携帯電話からは ☎ 0800-2000116
	固定電話 (NTT 西日本以外)		☐	各契約会社
	携帯電話		☐	
その他	インターネット		☐	
	NHK 受信料	名義変更・解約	☐	フリーダイヤル ☎ 0120-151515 有料ダイヤル ☎ 050-3786-5003
	電気・ガス料金等		☐	領収書に記載されている会社 及び営業所
	運転免許証	返納	☐	最寄りの警察署交通課 (交番、駐在所は不可) 北九州市自動車運転免許試験場 ☎ 093-961-4804
	パスポート		☐	北九州パスポートセンター ☎ 093-533-5646
	クレジットカード	解約	☐	各契約会社

MEMO

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。
詳しくは法務省HPまで



相続登記について登録免許税が免税される場合があります

- 1.相続により土地を取得した方が相続登記をしないで死亡した場合の相続登記
- 2.不動産の価格が100万円以下の土地に係る相続登記
(相続人が受ける「所有権保存登記」を含みます)

※免税期間：いずれも2025年3月31日まで



預けて安心！自筆証書遺言書保管制度

法務局で遺言書を保管する制度があります。保管制度が始まった令和2年7月10日以降、法務局に遺言書の保管を申請する方が増えています。なお、令和2年7月10日より前に亡くなられていた方の遺言書については、法務局で遺言書を保管していません。法務局で保管した遺言書の内容は、遺言者が亡くなった後、相続人等の方が遺言書を閲覧したり、遺言書の内容の証明書の交付を受けたりすることで確認することができます。

～ 相続人等^(※)の方ができること ～

※相続人等とは、相続人・受遺者・遺言執行者等の方やこれらの親権者や成年後見人等の法定代理人です。

●遺言書が法務局で保管されているか確認する方法

遺言書保管事実証明書（1通800円）により確認することができます。

●遺言書の内容を確認する方法

1. 遺言書情報証明書(遺言書の内容の証明書:1通1,400円) により遺言書の内容の証明書を取得することができます。
2. 遺言書の閲覧 (次の2つの方法)
 - ①遺言書原本の閲覧 (1回1,700円)
 - ②モニターによる閲覧 (1回1,400円)

●詳しい手続きは法務省HP若しくは最寄りの法務局まで

法務省HP (https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)

福岡法務局北九州支局 (☎ 093-561-3542 ガイダンス4番)



あなたの手続きを応援します！

法定相続情報証明制度

相続人が登記所（法務局）に必要な書類を提出することで、法定相続人が誰であるのかを証明できる制度です。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

次のような場合に利用できます。

不動産の相続登記、被相続人名義の預金の払戻し、死亡保険金の請求、有価証券の口座の名義変更など

（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

被相続人や相続人が日本国籍を有しない場合は、本制度を利用することができません。

制度の概要（この制度は無料で利用できます）

① 申出（相続人または代理人）

- 1.市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

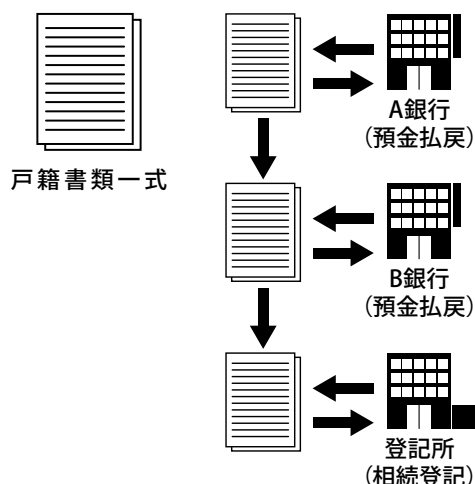
POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

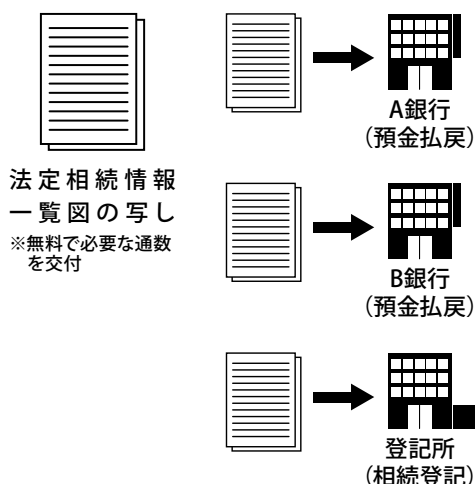
（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

法定相続情報証明制度に関する手続きの詳細はこちら→



北九州市による法律人権相談

金銭、土地、家屋、親族に関する問題や人権問題（いじめ、体罰、同和問題、障害者問題、家庭内の問題）などで、お困りになっている方のご相談をお受けします。相談は無料です。

●相談日及び場所

相談日及び場所のお問い合わせ、ご予約は各区役所の総務企画課まで

門司区 ☎ 093-331-0039
相談場所 門司区役所
(門司区清滝1-1-1)

小倉北区 ☎ 093-582-3339
相談場所 小倉北区役所
(小倉北区大手町1-1)

小倉南区 ☎ 093-951-0039
相談場所 小倉南生涯学習センター
(小倉南区若園5-1-5)

若松区 ☎ 093-761-0039
相談場所 若松区役所
(若松区浜町1-1-1)

八幡東区 ☎ 093-661-0039
相談場所 八幡東区役所
(八幡東区中央1-1-1)

八幡西区 ☎ 093-642-0039
相談場所 八幡西区役所
(八幡西区黒崎3-15-3)

戸畑区 ☎ 093-881-0039
相談場所 戸畑区役所
(戸畑区千防1-1-1)

身近な生活のことでお困りの方はお気軽にご相談ください。お住まいの区以外の区でのご利用も可能です。

●各区とも電話予約制です

申し込みは、各区とも各相談日の前日（土・日・祝日にあたる場合は、その前日）の午前8時30分から、電話で先着順に受け付けます。

相談を希望される日、場所をご確認のうえ、各区総務企画課にお電話ください。なお、申し込み多数の場合は、早めに受付を締め切ることがあります。

- ・相談時間は、13時30分から16時30分です。
- ・弁護士又は人権擁護委員が相談に応じます。
- ・相談は、1人につき30分以内です。
- ・お尋ねのことについて、関係書類などがあればお持ちください。

●次の場合は、この相談をご利用いただけません

- (1) 既に弁護士または代理人に依頼している場合
- (2) 現在、裁判所で審理中の場合
- (3) 同じ案件での繰り返しの相談の場合

弁護士による無料法律相談（福岡県県民情報広報課）

相談内容 弁護士が相続や離婚、日常生活の中での争いや揉め事等の相談を受け付けます。
 相談会場 福岡県小倉総合庁舎2階（小倉北区内7-8）
 開催日程 毎月第4金曜日（閉庁日はその前日）13:30～16:30
 事前予約 福岡県北九州県民情報コーナーへの事前予約が必要です。
 当該月の初日（閉庁日はその翌日）8:30から実施日の前日（閉庁日の場合はその前日）15時までの間で予約を受け付けます（先着6名）。
 お問い合わせ 福岡県北九州県民情報コーナー ☎ 093-581-4934

くらし・行政相談コーナー（九州管区行政評価局）

相談会場 小倉井筒屋新館8階 商品券売場奥 応接室
 開催日程 毎週金曜日 10:00～16:00
 事前予約 福岡県司法書士会の相談は相談日当日の午前10時から事前予約が必要です。
 先着6組、1組25分以内。事前予約の電話は ☎ 093-531-6710
 お問い合わせ 九州管区行政評価局 ☎ 092-431-7082
 相談内容等の詳細は下記をご覧ください。相談は無料です。

開催曜日		ご相談の内容	相談のお相手
毎週金曜日（1月3日を除く）		行政一般の相談	九州管区行政評価局
第1金曜日 （1月を除く）		年金、健康保険、労災保険・雇用保険、労働条件、労務管理全般（募集・採用から退職まで）等の相談	福岡県社会保険労務士会
第2金曜日 （午後1時～4時）	4月	6月	福岡県司法書士会 （福岡県司法書士会の相談は事前予約が必要です。）
	7月	9月	
	10月	12月	
	1月	3月	
	5月	8月	福岡県土地家屋調査士会
	11月	2月	
第3金曜日		税務相談	九州北部税理士会
第4金曜日 （午後1時～4時）		不動産登記、商業法人登録、遺言・相続、訴訟他民事一般、債務整理、成年後見、供託等の相談	福岡県司法書士会 （福岡県司法書士会の相談は事前予約が必要です。）

行政書士無料相談会（福岡県行政書士会）

開催日程 毎月第2水曜日10:00～16:00（受付は15:30まで）
 相談内容 相続や遺言、成年後見など
 相談会場 ウェルとばた（戸畑駅前）
 お問い合わせ 北九州市役所総務市民局広聴課 ☎ 093-582-2525 ※事前予約は不要です。

委任状

代理人（頼まれた人）

住所 _____
氏名 _____

私は、上記の者を代理人と定め、以下の届出及び申請に関する
ことを委任いたします。

(委任事項)

年 月 日

委任者（頼む人）

住所 _____
氏名 _____ 印

連絡先：携帯も可 印
(屋間連絡がとれる連絡先)
※委任する方（委任者：頼む人）が自署又は記名押印してください。

一 委任状の作成について

- 委任する方（委任者：頼む人）が全部の項目をご記入ください。
- 委任事項には、何の手続か（住民票の写しの請求、戸籍謄本の請求など）、必要な証明書の通数など、具体的に記入してください。（委任事項に記入のない委任状は受付できません。）
- 委任状作成日も忘れずに記入してください。
- 委任する方（委任者：頼む人）が自署又は記名押印してください。

＜委任する方が代理人（頼まれた人）へ伝えていただくこと＞

＊世帯全員（世帯の一部）の住民票の写しを請求する場合

・住所 小倉北区内1番1号
・世帯主 北九 太郎
・生年月日 昭和38年2月10日
〔・必要な人の氏名 北九 花子〕 ※世帯の一部の人
〔・生年月日 昭和38年2月10日〕 の請求の場合
・本籍の記載の要否 ※必要かどうかをお確かめください
・続柄の記載の要否 ※必要かどうかをお確かめください
・通数 1通

※外国人の方の住民票の写しを請求する場合は

- ・国籍・在留資格・在留期間・在留カード番号などの記載の要否

＊戸籍謄本（抄本）を請求する場合

〔・本籍 小倉北区内1番〕 ※正確な本籍・筆頭者を
〔・筆頭者 北九 太郎〕 確実に伝達してください
〔・必要な人の氏名 北九 花子〕 ※抄本の場合
・通数 1通

＊身分証明を請求する場合

- ・委任事項に誰の身分証明が必要か明記してください。

※コピーしてお使いください。

相続

お手続きの
分からないことや、
お悩み・お困りごと、



司法書士がサポートします。どうぞお気軽にご相談ください。

無料

初回相談・お見積り

北九州市内

無料で出張相談します。

家や土地の名義変更 (相続登記)

故人の名義の不動産の相続手続きについて、必要な遺産分割協議書の作成から登記申請まで全面的にサポートします。遠方の不動産の手続きも問題ありません。

令和6年4月から、相続登記は義務になりました。

戸籍集めの代行、 法定相続情報作成の手続き

あらゆる相続の手続きに必要な戸籍集めや法定相続情報一覧図の申出手続きも行います。本籍が遠方の場合でも大丈夫です。

相続放棄

借金など遺産はマイナスの方が大きいといったご事情がある方の、家庭裁判所での相続放棄の手続きをサポートします。

預貯金や株などの解約払戻し (遺産の整理)

預貯金の解約払戻しや、証券会社の株の処分等の手続きを代行します。



Judicial Scrivener Office

- ・相続した不動産の売却をご希望の方は、不動産会社をご紹介します。
- ・相続税の申告が必要な方については連携する税理士のご紹介もいたします。



相続の手続きをしたいけれど、手続きのやり方、進め方が分からない、どこに相談に行けばいいの分からないというときは、ぜひ、司法書士コハラ事務所にご相談ください。
法律手続きの専門家として、手続きの完了、問題の解決に向け、最後までお手伝いします。

【福岡県司法書士会登録第1405号】 司法書士 小原章嗣

司法書士コハラ事務所

〒802-0005 北九州市小倉北区堺町2丁目1番1-521号



Tel. (093) 513-3500

メール.kohara-21s@aroma.ocn.ne.jp

HP. <https://kohara-office.com/>

WEBやLINEでもご予約・ご相談・お見積り承っています

受付

9:00~18:00
(土日祝除く)

毎週火曜・木曜
は、21時まで

夜間相談受付 ※要予約

「JR小倉駅」より徒歩10分

車でお越しの場合、
コインパーキング近隣に多数あります

